

廃リ第52号
平成27年4月21日

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会会長 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出及び処理の促進に係る
周知について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有機器の保管事業者は、別紙のとおり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況について県（鹿児島市内の事業場については鹿児島市）への届出が義務づけられているとともに、政令で定める期間内に処分を行わなければなりません。

なお、鹿児島県内の事業者が保管する高濃度PCB廃棄物においては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業所で処理することとなっておりますが、同事業所の計画的処理完了期間が高圧トランス・コンデンサ等については平成31年3月まで、安定器等・汚染物については平成34年3月までとなっております、早急な処理手続きが必要です。

また、低濃度PCB廃棄物についても国の認可等を受けた民間処分業者に処理委託する必要があります。

つきましては、貴団体の広報誌やホームページ等を通じた会員企業等に対するPCB廃棄物の処理の促進と保管状況等届出書の提出の周知について御配慮をお願いいたします。

連絡先

鹿児島県環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課

産業廃棄物係 並松

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

Tel 099-286-2596 Fax 099-286-5545

E-mail emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp